

伊勢市バリアフリー基本構想 【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】

令和5年2月



目次

第1章 バリアフリー基本構想とは	1
1. 背景と目的	1
2. 位置づけ	2
3. 基本理念と基本方針	3
4. バリアフリー法における基本構想について	4
5. 目標年次	7
第2章 重点整備地区	8
1. 重点整備地区の選定	8
2. 重点整備地区の課題	9
3. 生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区の区域の設定	25
第3章 特定事業等	27
1. 整備目標時期	27
2. 特定事業	28
3. その他の事業	34
第4章 バリアフリー化の推進に向けて	35
1. 市民、施設設置管理者等、行政との協働による推進	35
2. バリアフリーに関する情報提供の推進	36
3. 心のバリアフリーの推進	40
4. I Tを活用したバリアフリーの推進	47
【用語の解説】	48
【参考資料】	49

第1章 バリアフリー基本構想とは

1. 背景と目的

わが国では、急速な高齢化が進むとともに、総人口は平成20年（2008年）をピークに減少に転じており、今後、さらに少子高齢化が加速していくものとみられています。

このような社会的背景の下、高齢者・障がい者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を推進することを目的として、平成18年（2006年）12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。

平成30年（2018年）5月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法の一部が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスタートップラン」という。）を定める制度が新たに創設されました。

伊勢市（以下「本市」という。）においても少子高齢化が進行する中、障がい者人口も増加の傾向にあります。また、全国でも有数の観光地であり、多様化する観光ニーズに対応することも大きな課題となっています。このため本市は、令和3年（2021年）2月に、これらの社会背景や新たな制度の創設、これまでの本市における取り組みを受けて、市内の特にバリアフリー化が必要である地区において、計画的な整備を推進することにより、高齢者・障がい者等が容易に移動でき、誰もが安全・安心に過ごせるまちを実現することを目的とした、「伊勢市バリアフリーマスタートップラン（伊勢市移動等円滑化促進方針）」を策定しました。

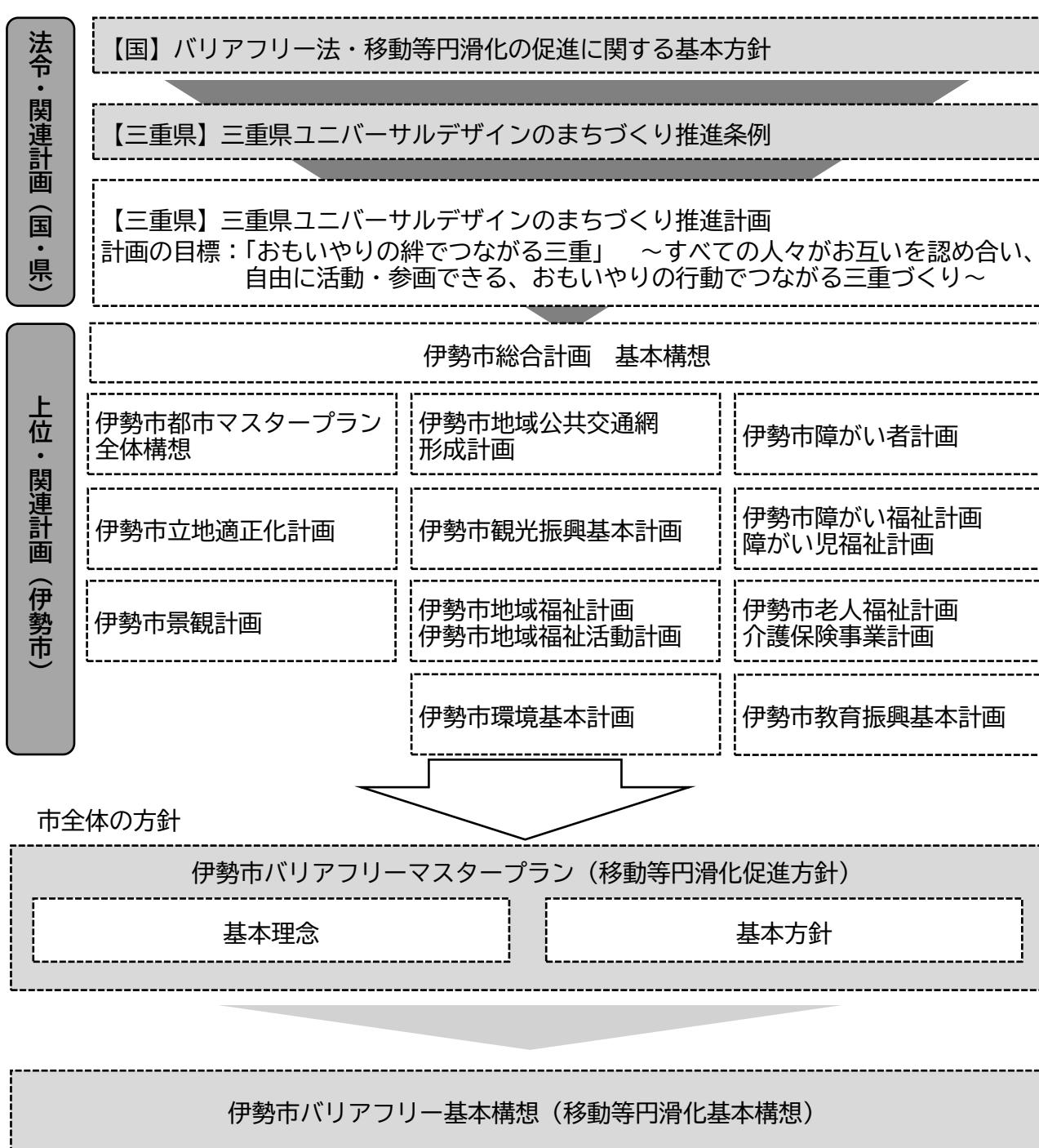
また、バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法に規定されている「移動等円滑化基本構想」となるものです。バリアフリーマスタートップランにより示された、市全体の面的・一体的なバリアフリー化の基本理念や基本方針を基に、具体的な事業計画を作成します。

この度、伊勢市バリアフリーマスタートップランにおいて移動等円滑化促進地区に指定している「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」について、具体的な事業計画を作成し、効率的・効果的なバリアフリー化を進めることを目的に、「伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】」（以下「本基本構想」という。）を策定します。

2. 位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法第25条に規定されている「移動等円滑化基本構想」となるものです。本市の上位計画である伊勢市総合計画や、関連計画である伊勢市都市マスター プラン、伊勢市地域福祉計画、伊勢市観光振興基本計画などの他、三重県の条例や関連計画との整合を図ります。

また、伊勢市バリアフリーマスター プランにより示された、市全体の面的・一体的なバリアフリー化の基本理念や基本方針を基に、具体的な事業計画を作成します。



3. 基本理念と基本方針

「伊勢市バリアフリーマスターplan」の基本理念と基本方針を踏襲し、市全体として一つの理念のもと、地域特性に合わせたバリアフリー化を推進していきます。

基本理念		市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり
基本方針1	■快適に移動できる、連続したバリアフリー空間の整備 誰もが快適に移動するため、駅や公共施設などの拠点だけでなく、拠点同士を繋ぐ経路についても、国・県・市・事業者が連携を図りつつバリアフリー化を推進し、各拠点を中心にバリアフリー化された経路をネットワークとして確保することで、高齢者・障がい者等だけでなく来訪者も含めて、誰もが安全に安心して移動できるまちの整備を進めます。	
基本方針2	■利用者の安心を考えた、継続的なバリアフリー化の推進 バリアフリー整備済みの箇所でも、経年劣化による損傷や利用者にとって使いにくい箇所があるため、生活関連経路の指定や道路補修などに合わせた定期的な修繕・改良を図るとともに、関係団体や当事者などと協力し、既存施設のバリアフリー化を進めます。	
基本方針3	■共助のまちづくりへ向けた、分かりやすい情報の充実と住民意識の醸成 市民と来訪者が安心・快適に過ごせるまちづくりを進めるため、観光や交通情報、行政や支援団体などの取り組みに関する分かりやすい情報提供を行うとともに、ハード整備でカバーできない部分を市民自らが助け合い、補完する「心のバリアフリー」についても、教育活動や意識醸成、住民マナー向上などソフト面での取り組みを進めます。	

4. バリアフリー法における基本構想について

(1) 基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリーマスターplanにて定めた移動等円滑化促進地区の中で設定した重点整備地区において、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が策定するものです。

バリアフリー法においては、新設施設等については移動等円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みとなっています。このため、基本構想において特定事業を位置づけることにより、基準適合義務が課せられない既存の施設等についてのバリアフリー化を進めることができます。

【基本構想において定める主な事項】

● 重点整備地区

移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区

● 生活関連施設

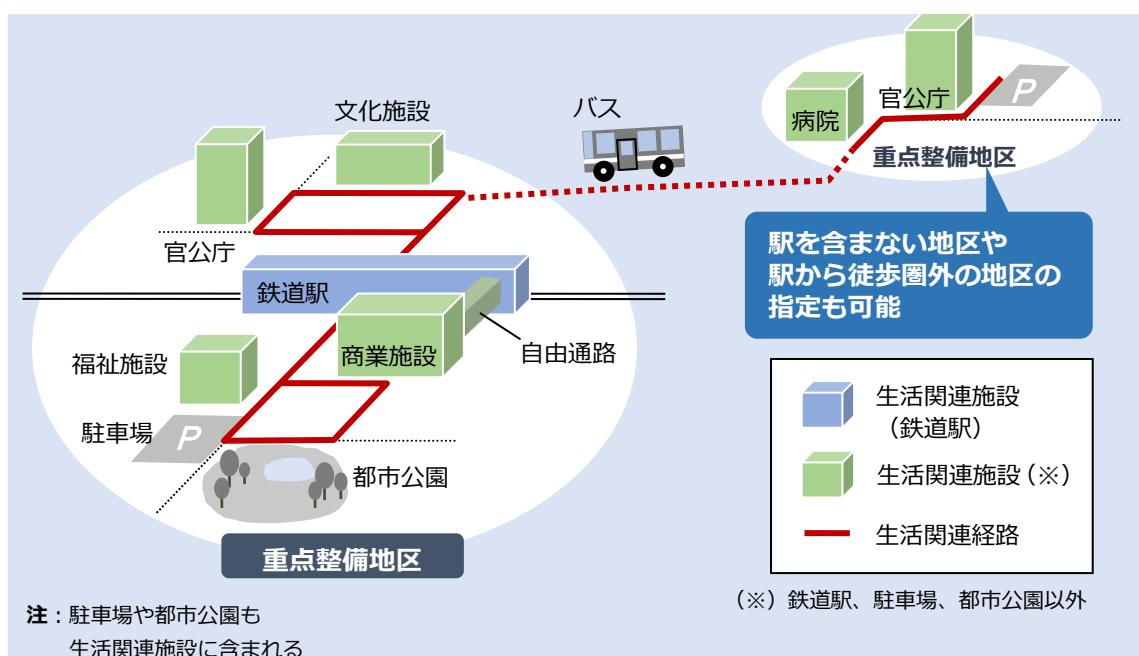
鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設

● 生活関連経路

生活関連施設相互の経路（それらの間の移動は通常徒歩で行われること）

● 特定事業その他移動円滑化のための事業

生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもの



重点整備地区のイメージ

(2) 特定事業の内容

バリアフリー法において、特定事業の内容は以下のように定められています。

種類	内容
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none">● 特定旅客施設（※1）におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更● 特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none">● 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置● バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none">● 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none">● 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none">● 特別特定建築物（※2）におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備● 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全特定事業	<ul style="list-style-type: none">● バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等）● バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）
教育啓発特定事業	<ul style="list-style-type: none">● 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障がい当事者によるセミナーや車いすサポート体験、高齢者疑似体験等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催等）● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車いす使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等）

(※1) 特定旅客施設とは

旅客施設のうち、利用者が相当数であること、又は相当数であると見込まれるもので、次の要件に該当するものを言います。

- 一日当たりの平均利用者数が 5,000 人以上
- 旅客施設を利用する高齢者又は障がい者の人数が、一定数以上いること
(計算式が国土交通省令・内閣府令・総務省令により定められている。)
- 当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること

(※2) 特別特定建築物とは

不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして、以下のものが政令により定められています。

- 特別支援学校
- 病院又は診療所
- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 集会所又は公会堂
- 展示場
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ホテル又は旅館
- 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署
- 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）
- 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの
- 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）もしくはボーリング場又は遊技場
- 博物館、美術館又は図書館
- 公衆浴場
- 飲食店
- 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 公衆便所
- 公共用歩廊

5. 目標年次

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25条の2により、おおむね5年ごとに重点整備地区における特定事業その他の事業の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて内容を変更するものとされています。

伊勢市バリアフリーマスターplanにおいては、令和17年度（2035年度）を目標年次とし、おおむね5年ごとに評価を実施し、必要に応じて見直しを行うこととしています。

これらを踏まえ、本基本構想においては、令和9年度を目標年次とし、おおむね5年ごとに評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 重点整備地区

1. 重点整備地区の選定

(1) 重点整備地区とは

重点整備地区とは、バリアフリーマスターplanにおける移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区です。



移動等円滑化促進地区と重点整備地区のイメージ

(2) 重点整備地区の選定

伊勢市バリアフリーマスターplanでは、バリアフリー法で定められた移動等円滑化促進地区の各要件と伊勢市バリアフリー基本構想【五十鈴川駅周辺地区】策定時の重点整備地区の考え方を踏まえ、「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」「二見浦駅周辺地区」「五十鈴川駅周辺地区」の3地区を移動等円滑化促進地区に定めました。

本基本構想では、移動等円滑化促進地区のうち「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」について、重点整備地区を位置づけ、効率的・効果的なバリアフリー化を進めています。

2. 重点整備地区の課題

(1) まち歩き（現地確認）の概要

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区の現状把握と課題抽出を目的として、まち歩き（現地確認）を実施しました。

ルート以外の箇所については、三重県及び伊勢市の担当者が事前に確認を行いました。

■まち歩き（現地確認）の概要

日 時	令和4年8月5日 午前9時30分～正午	
参加者	参加者合計	27名
	● 伊勢市バリアフリー基本構想策定協議会委員	15名
	● 上記委員の随行	2名
	● 市職員（車いす利用者）	1名
	● 伊勢市（都市計画課、観光振興課）	9名



道路の舗装状況の確認



歩道の幅員の確認

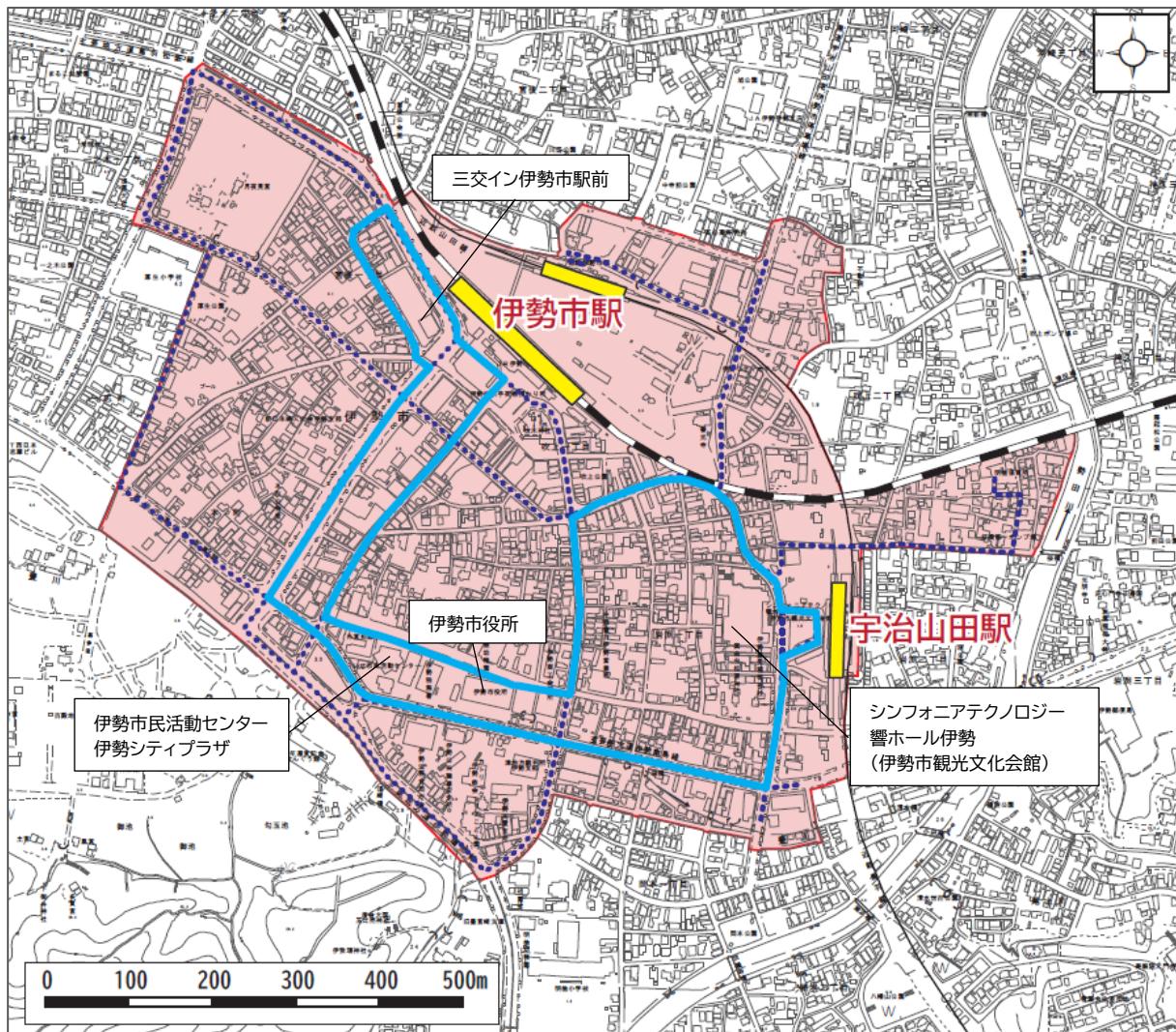


券売機の確認



路線案内図等の確認

■まち歩き（現地確認）ルート



凡 例

- 移動等円滑化促進地区（マスターplan）
- 生活関連経路（マスターplan）
- まち歩き（現地確認）ルート

※まち歩き（現地確認）ルート以外の生活関連経路については、三重県・伊勢市の担当者により現地確認を実施。

(2) 地区の課題

現地確認の結果から抽出した地区的課題について、移動等円滑化基準等を満たしていない事項と、それ以外に気付いた点（委員からの意見・提案など）とに分けて整理します。

「移動等円滑化基準等を満たしていない事項」については、バリアフリー法及びUD条例に基づく整備基準に基づき、整理します。

①道路（県道）

【課題】

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
鳥羽松阪線	全区間	歩道（舗装）	—	凸凹、ブロックの隙間、ひび割れなどが生じている。
	全区間	歩道（段差）	—	道路接続部の歩道の始点・終点に段差がない。
	県－1 県－2	歩道（段差）	—	横断歩道前後の段差が大きい。
	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	JIS T9251(※)に適合して いないものがある。	舗装と同色で分かりづらい。 種類の異なるブロックが混在し ている。 歩道間でブロックが途切れる。
	全区間	排水施設	—	グレーチングの目が粗い。
	県－2	信号機	—	長い横断歩道だが青信号延長ボ タンがなく、歩行困難者は渡り切 れない。
	県－3	横断歩道	—	エスコートゾーンが劣化してい る。
	県－4	その他	—	車の出入りが多く危険。 「歩行者注意」の看板など注意喚 起が必要。
	県－5	その他	—	駐輪場があるため自転車の通行 量が多い。

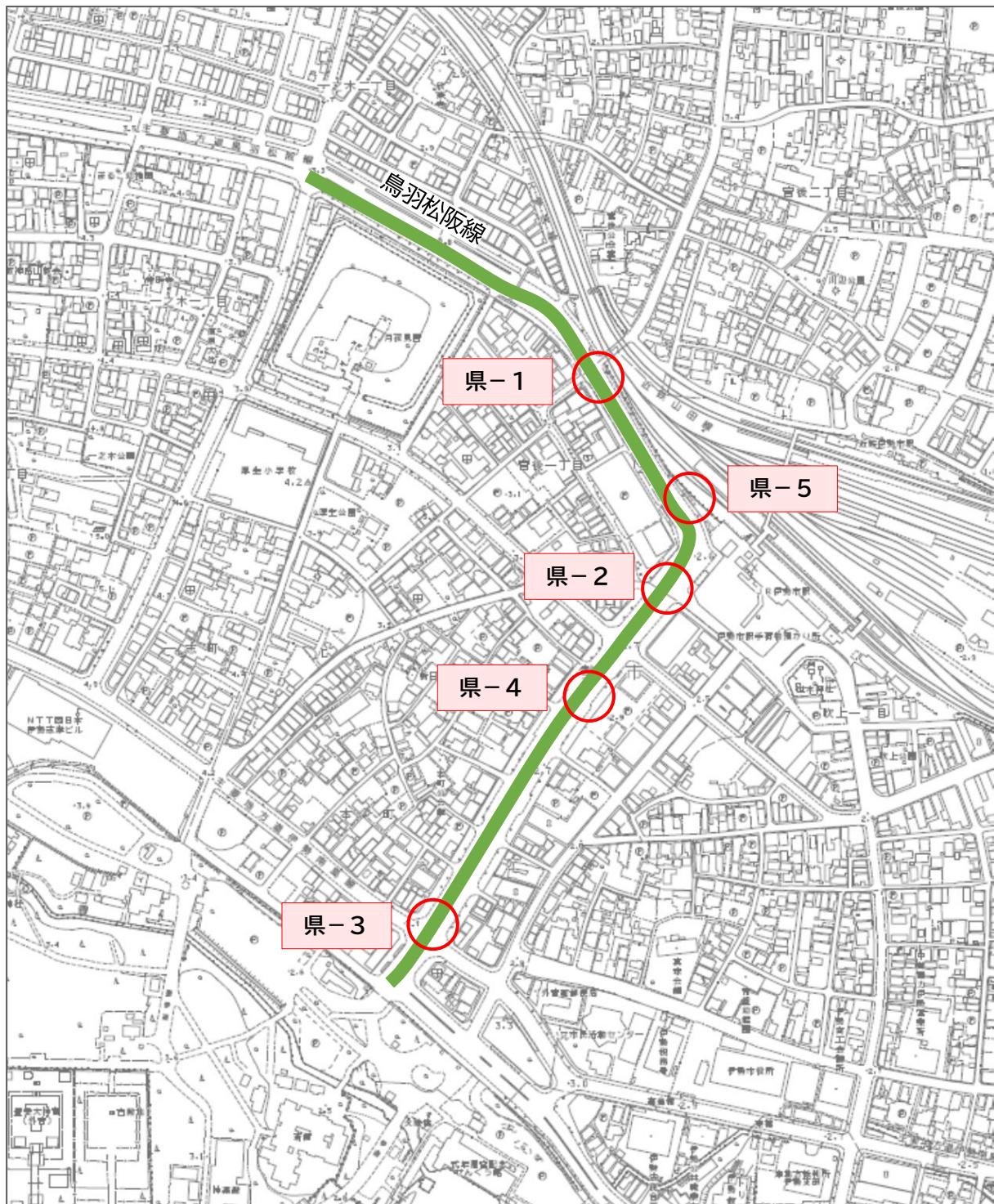
(※) 視覚障がい者誘導用ブロックの突起の形状や寸法及びその配列に関する規定を定めた JIS 規格

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
伊勢南島線	全区間	歩道（舗装）	—	凸凹、ブロックの隙間、ひび割れなどが生じている。
	全区間	歩道（幅員）	—	横2列に人が歩いていると車いすは通れない。
	県－6	歩道（幅員）	—	歩道橋の脚の部分の幅員が狭い（約95cm）。
	全区間	歩道（段差）	—	歩道と側溝の間に段差がある。
	県－7	歩道（段差）	—	横断歩道前後の段差が大きい。
	県－8 県－9	歩道（段差）	—	道路接続部の歩道の始点・終点に段差がない。
	県－10 県－11	歩道（勾配）	—	縦断勾配（県－10）、横断勾配（県－11）がきつい。
	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	誘導ブロックと警告ブロックの設置方法が場所により異なる。
	県－12	視覚障がい者 誘導用ブロック	設置されていない。	—
	県－13	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	ブロックの横に植え込みがある。
	全区間	排水施設	—	グレーチングの目が粗い。 側溝のふたが欠けている部分がある。
	県－14 全区間	横断歩道	—	エスコートゾーンが設置されていない。
	県－9	案内看板等	—	歩道の動線上に道路標識があり、通行の妨げとなる。
	全区間	その他	—	駐車場への出入り口が多い。 車が横切ることが多い。 横から出てくる道が多い。 防護柵が必要と思う箇所がある。 路上駐車がある。 歩道と車道の間に溝があり、水・砂・ゴミなどが溜まる。・

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
伊勢磯部線	県-15	視覚障がい者誘導用ブロック	設置されていない。	—
	県-16	視覚障がい者誘導用ブロック	横断歩道前に設置されていない。	—
	県-16	横断歩道	—	エスコートゾーンが設置されていない。
	県-17	横断歩道	—	歩行者防護用ボラード(※)が視覚障がい者ブロックに食い込んで設置されている。
宇治山田港伊勢市停車場線	県-18	歩道（段差）	—	横断歩道前後の段差が大きい。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道のない道路の一部区間に設置されている。
	全区間	排水施設	—	グレーチングの目が粗い。
	県-19	その他	—	歩行者・軽車両の横断・通行が困難。

(※) 16 ページ『歩道（伊勢磯部線：県-17）』写真参照

■県道に関する課題 位置図①（鳥羽松阪線）



■県道に関する課題 位置図②（伊勢南島線、伊勢磯部線、宇治山田港伊勢市停車場線）



【現地の状況（抜粋）】

	
<p>歩道（鳥羽松阪線） 視覚障がい者誘導用ブロックの色が舗装と同色で分かりづらい。</p>	<p>歩道（鳥羽松阪線） 種類の異なる視覚障がい者誘導用ブロックが混在している。</p>
	
<p>歩道（伊勢南島線） 凸凹、ブロックの隙間、ひび割れなどが生じている。</p>	<p>歩道（伊勢南島線） グレーチングの目が粗い。</p>
	
<p>歩道（伊勢南島線：県－6） 歩道橋の脚の部分の幅員が狭い。</p>	<p>歩道（伊勢磯部線：県－17） 歩行者防護用ボラードが視覚障がい者誘導用ブロックに食い込んで設置されている。</p>

②道路（市道）

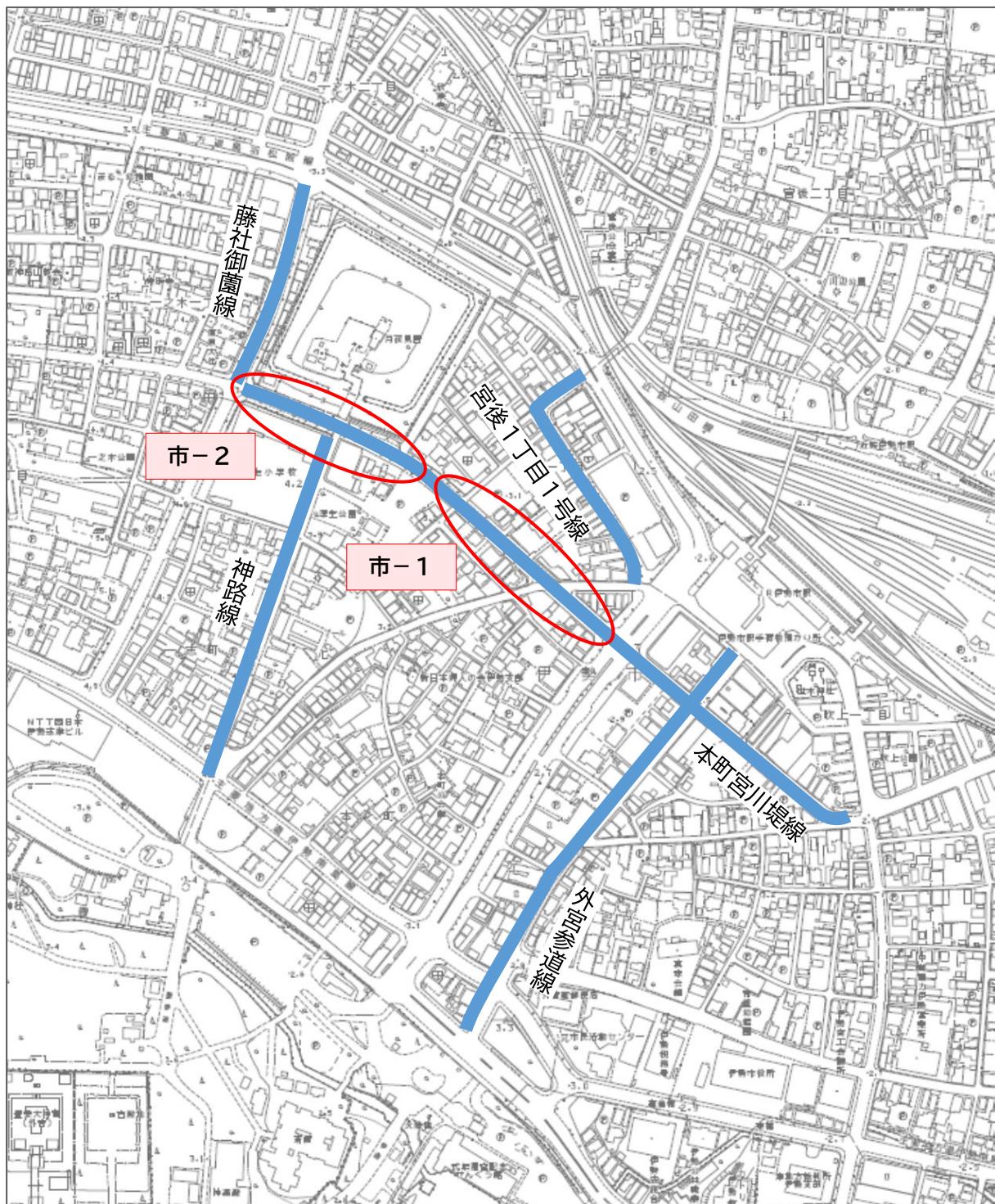
【課題】

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
外宮参道線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
	全区間	その他	—	路上駐車が多い。
宮後1丁目1号線	全区間	舗装	—	雨でも滑りにくい素材だが、白杖も滑りづらく、使いづらい。
	全区間	段差	—	歩行空間と車道部分の間に段差を設けると視覚障がい者も安全になる。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
	全区間	その他	—	歩行空間に電柱がある。 路上駐車が多い。 車通りが意外と多い。
本町宮川堤線	市－1	視覚障がい者誘導用ブロック	設置されていない。	—
	市－2	視覚障がい者誘導用ブロック	—	側溝の真横に設置されている。
藤社御園線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	側溝の真横に設置されており、側溝上に置かれたものにぶつかる危険性がある。
神路線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
世木社文庫線	全区間	歩道（舗装）	—	少し凸凹が生じている。
	市－3	視覚障がい者誘導用ブロック	—	側溝の真横に設置されている。
	市－4	信号機	—	歩行者用信号機がない。

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
岡本吹上線	市－5 市－6	歩道（段差）	—	マウントアップの道路構造上、歩道と車道の段差が大きく、バス等への乗降時に配慮が必要。 ※バス乗降時には幅寄せや運転手が補助を行う
	市－6	歩道（勾配）	—	歩道の平場確保を優先した結果、車道から歩道への乗入れ口が急勾配となっている。
	市－7	歩道（勾配）	—	横断勾配がきつい。
	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	ブロックの劣化、色あせがある。
	全区間	排水施設	—	側溝の蓋の手掛けに杖がはまる。
	全区間	横断歩道	—	エスコートゾーンが設置されていない。
	市－8	横断歩道	—	砂が溜まっており危険。
	市－9	信号機	—	青信号延長ボタンがない。
	市－5	その他	—	バス乗り場に音声案内がない。
	全区間	その他	—	緊急ボタンをいつ押して良いか分からない。(学校等での指導)
岩渕吹上4号線	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
吹上2丁目6号線	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
	全区間	その他	—	幅員が狭く、バリアフリー化が困難。
北口線	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。

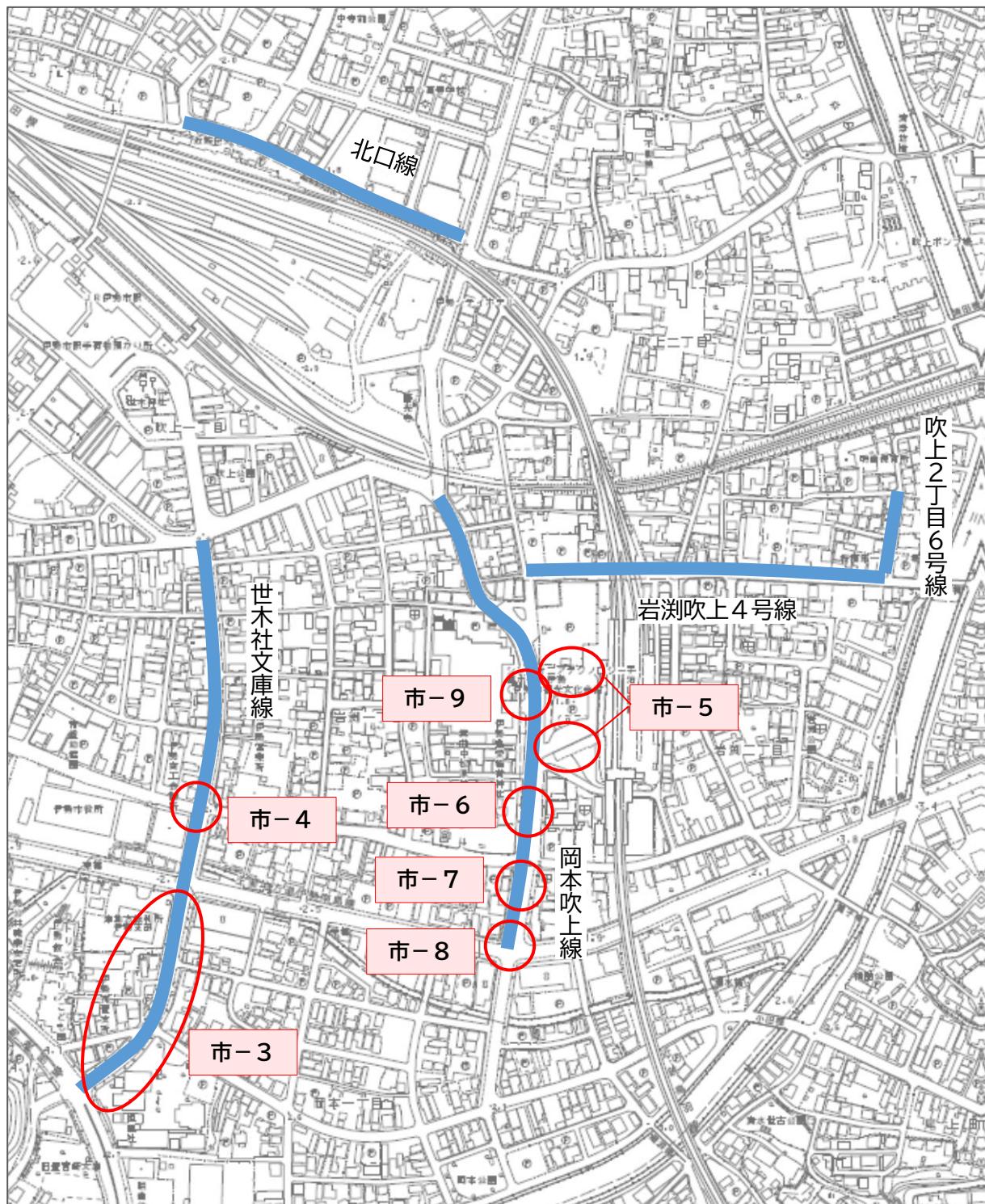
■市道に関する課題 位置図①

(外宮参道線、宮後1丁目1号線、本町宮川堤線、藤社御園線、神路線)



■市道に関する課題 位置図②

(世木社文庫線、岡本吹上線、岩渕吹上4号線、吹上2丁目6号線、北口線)



【現地の状況（抜粋）】

	
<p>道路（外宮参道線） 歩道がなく、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。</p>	<p>道路（外宮参道線） 路上駐車が多い。</p>
	
<p>歩道（本町宮川堤線：市－1） 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。</p>	<p>歩道（岡本吹上線：市－6） 歩道と車道の段差が大きい。</p>

③JR 伊勢市駅

【課題】

項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
連絡通路 (近鉄と共に)	—	近鉄側に向かって上り坂となっており、傾斜がきつい。
ホーム	—	傾斜がある。 ※車いすの方は駅員が補助する
券売機	—	車いす利用者には設置位置が高い。 ※券売機横に呼び出しボタンがあり、駅員を呼べる

【現地の状況（抜粋）】

	
ホーム 傾斜がある。	券売機 車いす利用者には設置位置が高い。

④近鉄 伊勢市駅

【課題】

項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
連絡通路 (JRと共に)	—	近鉄側に向かって上り坂となっており、傾斜がきつい。
エレベーター	—	観光客が多いため、キャリーバックを持った方などが並ぶことがある。
ホーム	—	線路に向かって下りの傾斜がある。 ※車いすの方は駅員が補助する ※エレベーター内に注意喚起あり
券売機	—	蹴込みの奥行が狭く、身体を斜めにしないといけない。 車いす利用者には設置位置が高い。 ※券売機横にカメラ付きインターホンがあり、駅員が対応する ※北口は駅員が近くにいる
スロープ	—	北口の改札側のスロープの勾配がきつい。 駐輪場側のスロープ(伊勢市管理)の手すりに点字がない。

【現地の状況（抜粋）】

	
券売機 蹴込みの奥行が狭く、身体を斜めにしないといけない。	スロープ(改札側) 勾配がきつい。

⑤近鉄 宇治山田駅

【課題】

項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
入口・扉	—	自動ドアはあるが気付きにくい。 売店側にも自動ドアがあるとよい。 避難通路への案内用視覚障がい者誘導用ブロックがない。
エレベーター	—	音声案内、浮き出し文字なし。 低いほうのボタンに点字がない。
ホーム	—	階段部分の壁と柱の隙間が狭く、車いすは通れない。線路側は通れるが、(特に人がいると)危険。 乗降場所(車両ドアの位置)がわからない。
トイレ	—	男女で開閉ボタンが異なる。(ボタン2つ(開／閉)と1つ(開閉)) 出るときにトイレ内の閉ボタンを押すと鍵がかかってしまう。
券売機	—	車いす利用者には設置位置が高い。 対人の切符売り場に蹴込みがない。
路線案内図・料金表・時刻表	—	見上げるのが大変。 平日でも休日用も電気が点いているため、見間違う。

【現地の状況（抜粋）】

	
対人切符売り場 蹴込みがない。	路線案内図・料金表・時刻表 見上げるのが大変。平日でも休日用も電気が点いているため、見間違う。

3. 生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区的区域の設定

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区は、多数の公共・公益施設や商業施設、金融機関など、生活に密接した施設が立地しています。また、複数のホテルも立地し、神宮（外宮）にも近いため、来訪者も多い地区です。

このため、市民の生活動線及び来訪者の観光動線を考慮し、一体的にバリアフリー化を進めていく必要があることから、伊勢市バリアフリーマスターplanに定める生活関連施設及び生活関連経路を、本基本構想における生活関連施設及び生活関連経路に位置づけます。また、移動等円滑化促進地区の全域を重点整備地区として位置づけます。

①生活関連施設

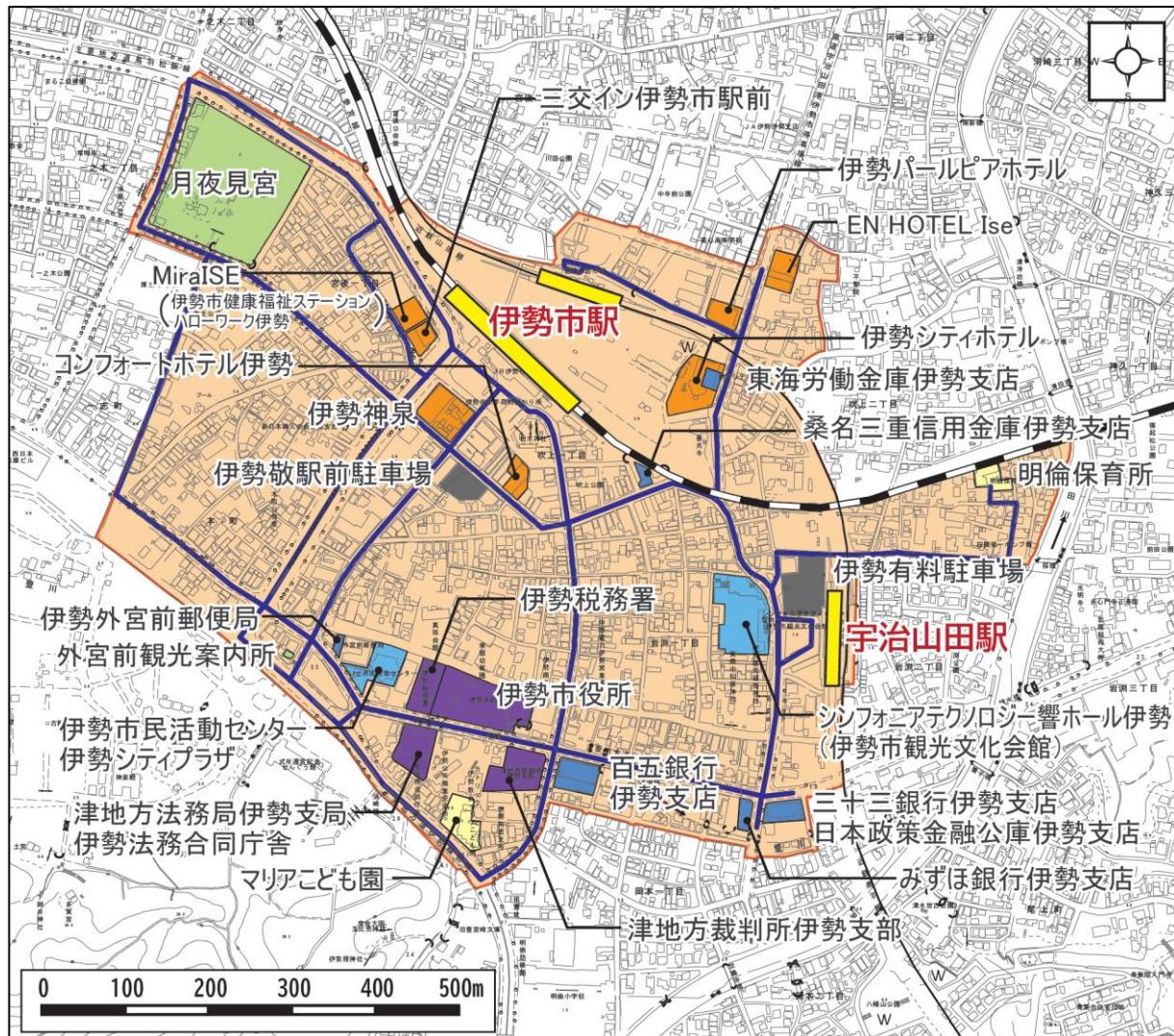
項目	施設名
旅客施設	伊勢市駅（JR・近鉄）、宇治山田駅（近鉄）
官公庁	伊勢市役所、津地方裁判所伊勢支部、津地方法務局伊勢支局、伊勢税務署、伊勢法務合同庁舎、伊勢市健康福祉ステーション、ハローワーク伊勢
金融機関等	三十三銀行伊勢支店、みずほ銀行伊勢支店、百五銀行伊勢支店、日本政策金融公庫伊勢支店、桑名三重信用金庫伊勢支店、東海労働金庫伊勢支店、伊勢外宮前郵便局
商業施設	伊勢神泉、EN HOTEL Ise、伊勢パールピアホテル、伊勢シティホテル、コンフォートホテル伊勢、三交イン伊勢市駅前
子育て支援施設	マリアこども園、明倫保育所
教育文化施設	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（伊勢市観光文化会館）、伊勢市民活動センター、伊勢シティプラザ
観光施設	月夜見宮、外宮前観光案内所
路外駐車場	伊勢駅前駐車場、伊勢有料駐車場

②生活関連経路

項目	道路名
県道	鳥羽松阪線、伊勢磯部線、伊勢南島線、宇治山田港伊勢市停車場線
市道	北口線、岡本吹上線、岡本岩渕3号線、外宮参道線、本町宮川堤線、世木社文庫線、宮後1丁目1号線、藤社御園線、吹上2丁目6号線、吹上2丁目7号線、岩渕吹上4号線、神路線、外宮二見線

③重点整備地区

■重点整備地区 区域図



凡例

- | | |
|---|---------|
| ■ | 生活関連経路 |
| ■ | 旅客施設 |
| ■ | 官公庁 |
| ■ | 金融機関等 |
| ■ | 商業施設 |
| ■ | 子育て支援施設 |
| ■ | 教育文化施設 |
| ■ | 観光施設 |
| ■ | 路外駐車場 |
| ■ | 重点整備地区 |

第3章 特定事業等

1. 整備目標時期

重点整備地区内において、第2章で示した課題に対応し、生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に整備していくための特定事業及びその他の事業を位置づけます。

各事業については、各施設設置管理者と協議を行い、具体的な整備事業内容を設定し、内容により短期・長期の2段階で整備目標時期を定めます。

■整備目標時期の設定

短 期	令和9年度まで
長 期	令和10年度以降

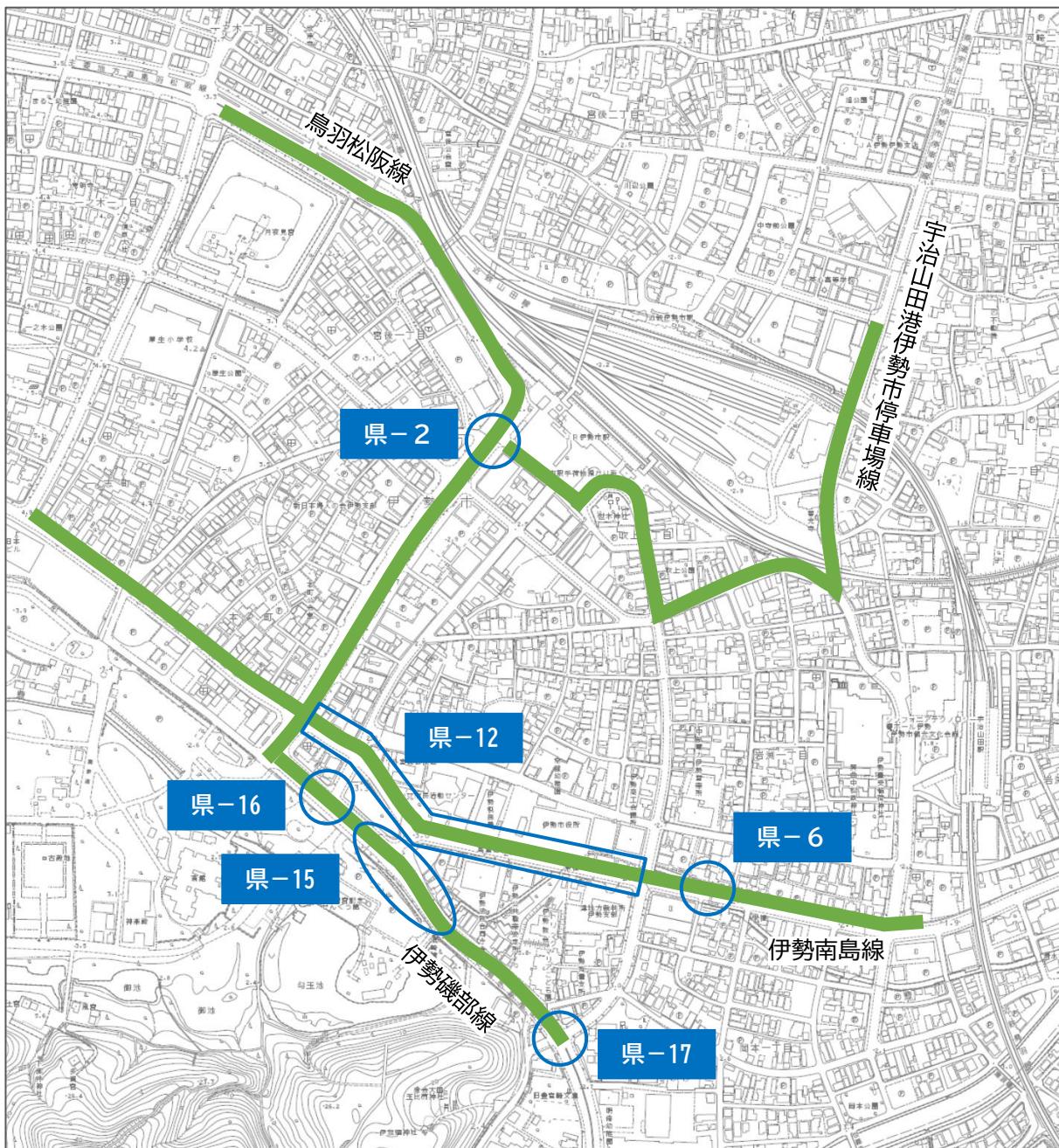
2. 特定事業

(1) 道路特定事業

①県道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
鳥羽松阪線	県－2	歩道	段差の解消		短期
伊勢磯部線	県－15	視覚障がい者 誘導用ブロック	未整備区間への敷設	三重県	短期
	県－16		横断歩道前後への敷設		短期
	県－17		横断歩道前後の交通安全施設 との干渉部敷設替え		短期
伊勢南島線	県－6	歩道	幅員の拡幅		長期
	全区間		段差の解消		長期
	県－12	視覚障がい者 誘導用ブロック	未整備区間への敷設		長期

■道路特定事業（県道） 位置図



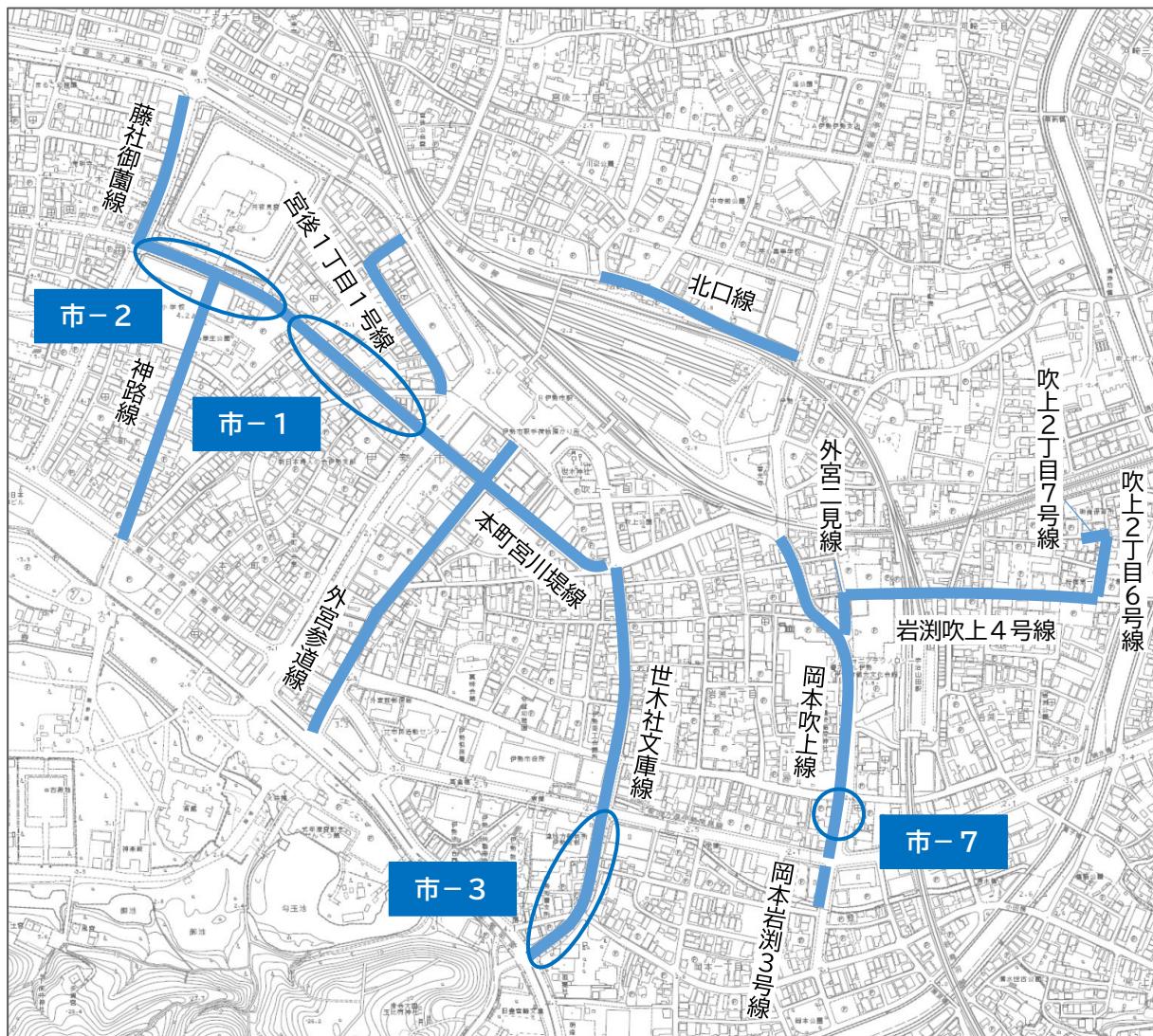
■ 県道 生活関連経路

②市道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
本町宮川堤線	市－1	視覚障がい者 誘導用ブロック	未整備区間への敷設	伊勢市	短期
	市－2		敷設位置の変更 (道路端から中央付近へ)		短期
藤社御園線	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	敷設位置の変更 (道路端から中央付近へ)	伊勢市	短期
世木社文庫線	市－3	視覚障がい者 誘導用ブロック	敷設位置の変更 (道路端から中央付近へ)		長期
岡本吹上線	市－7	歩道	急勾配の解消	伊勢市	短期 (※)
	全区間	歩道・車道間	土砂の撤去		短期 (※)

(※)令和4年度中に実施予定

■道路特定事業（市道） 位置図



■ 市道 生活関連経路

(2) 交通安全特定事業

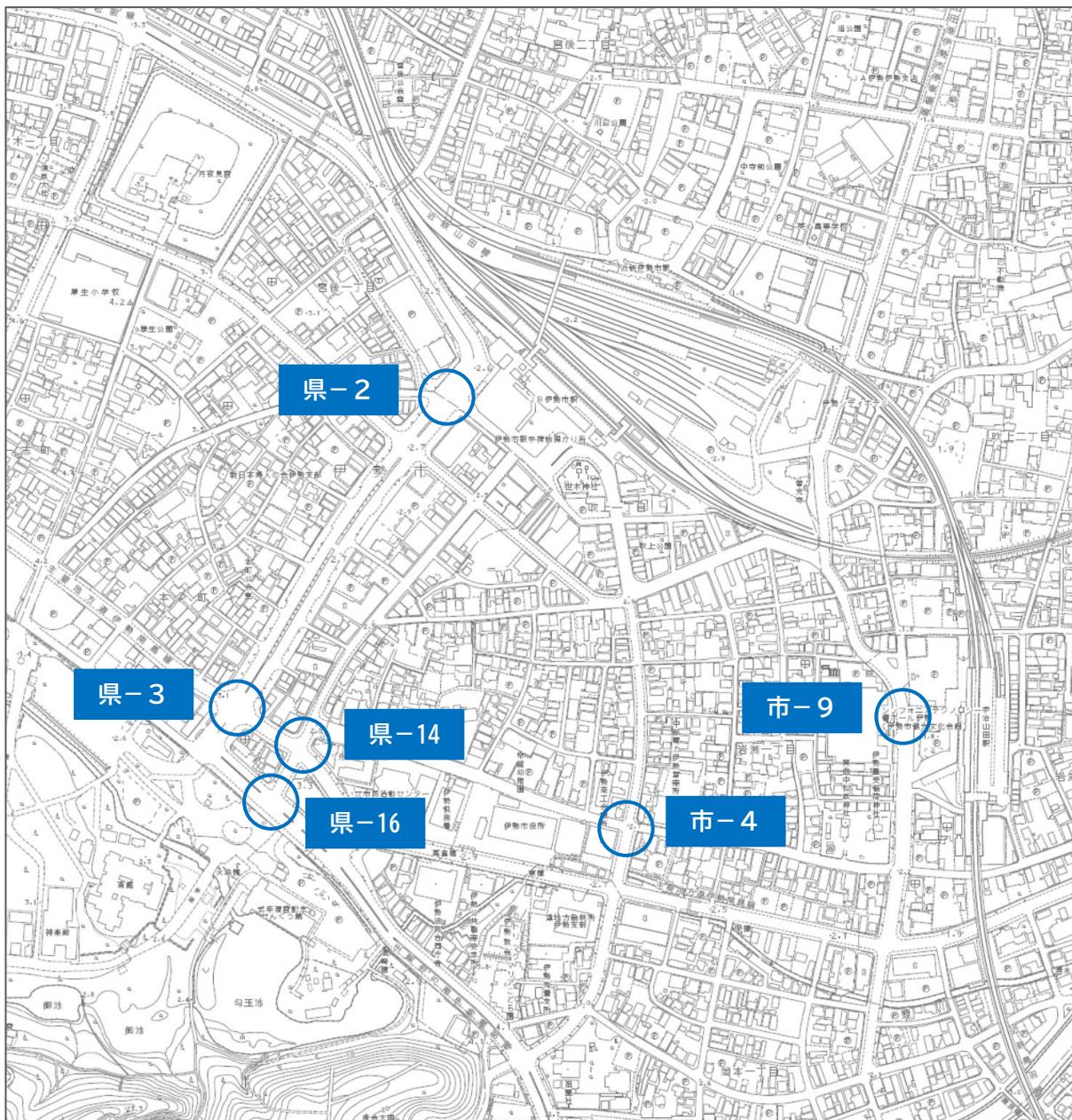
①信号機

路線名	区間	交差点名	事業内容	事業者	時期
鳥羽松阪線	県－2	伊勢市駅西	高齢者等感応信号機 (青信号延長ボタン)の整備	三重県 公安 委員会	短期
世木社文庫線	市－4	伊勢商工会議所前	歩行者用信号の整備		短期
岡本吹上線	市－9	近鉄宇治山田駅前	高齢者等感応信号機 (青信号延長ボタン)の整備		短期

②エスコートゾーン

路線名	区間	交差点名	事業内容	事業者	時期
鳥羽松阪線	県－3	外宮北	エスコートゾーンの整備	三重県 公安 委員会	短期
伊勢南島線	県－14	本町4	エスコートゾーンの整備		短期
伊勢磯部線	県－16	外宮前	エスコートゾーンの整備		短期
岡本吹上線	市－9	近鉄宇治山田駅前	エスコートゾーンの整備		短期

■交通安全特定事業 位置図



3. その他の事業

現地調査により課題として提示した点について、設備更新時期に合わせた改修のほか、老朽化への対応など適切な維持管理に努めます。

○道路（県道・市道）

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
外宮参道線	全区間	歩行空間のユニバーサルデザイン化	歩行空間の舗装の改修等によるユニバーサルデザイン化的検討	伊勢市	長期
—	その他全路線	—	歩道の路面の修繕等、適切な維持管理	三重県 伊勢市	長期

第4章 バリアフリー化の推進に向けて

1. 市民、施設設置管理者等、行政との協働による推進

バリアフリー化の実現には、市民、施設設置管理者等、国、県、市がそれぞれの役割を分担するとともに、相互に協力してバリアフリー化を図っていくことが重要です。

基本構想策定後は、各施設設置管理者及び公安委員会が基本構想に即して、事業を実施するための特定事業計画又はその他事業計画を策定します。それらの事業計画の作成にあたっては、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見が計画内容に反映されるように努めます。事業の実施にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検、その後の事業への反映等の仕組みを確立することが必要です。

また、高齢者や障がい者をはじめとする配慮が必要な方々へのサポートや、配慮が必要な方々の状況や特性に対する市民ひとりひとりの理解を深め、行動へとつなげていくために、本基本構想に記載したソフト面での取り組みなどを通じて、市民に対する啓発活動、情報発信を行っていきます。

【参考】バリアフリー法に基づく國の基本方針に規定された関係者の責務

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">● 心のバリアフリーの推進<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー化の必要性について理解を深めること・高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力すること
施設設置管理者等	<ul style="list-style-type: none">● 施設及び車両等のバリアフリー化のために必要な整備● 職員等関係者による適切な役務の提供● 施設及び車両等の利用者支援● 利用者に対する適切な情報の提供● 職員等関係者に対する適切な教育訓練● 高齢者、障がい者等用施設等の適正な利用の推進
国	<ul style="list-style-type: none">● 関係者との協力による、施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）● 心のバリアフリーの推進● バリアフリー化に関する情報提供● バリアフリー化のための事業に対する支援措置
県・市	<ul style="list-style-type: none">● 関係者との協力による、施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）● 心のバリアフリーの推進● バリアフリー化に関する情報提供● バリアフリー化のための事業に対する支援措置

2. バリアフリーに関する情報提供の推進

(1) バリアフリーマップの作成

高齢者・障がい者等が利用可能な施設を選択できるようにするために、これらの施設が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的です。

本市では、高齢者・障がい者等、様々な方々に観光を満喫してもらうため、観光バリアフリー情報を発信しています。これらの情報更新や新たなバリアフリーマップの作成に向けて検討を進め、作成の際には、必要に応じて、各施設の設置管理者等に対してバリアフリー設備の有無等の情報提供を求めていきます。

● 伊勢バリアフリー・マイマップ（伊勢バリアフリー観光情報ホームページ）

「外宮参道」、「内宮前 おはらい町・おかげ横丁」周辺の観光バリアフリーマップを作成し、店舗や施設の車いす対応トイレや入口の段差の有無などを紹介しています。ホームページでは、バリアフリー項目の検索機能で、必要な情報を落とし込んだカスタマイズマップ「バリアフリー・マイマップ」をつくることができ、今後も随時情報を更新し、適切な情報を提供していきます。

施設の検索によりバリアフリーの情報を提供

店舗名	住所	電話番号	カテゴリ
伊勢市駅手荷物預かり所	伊勢市吹上1-1-1	0596-65-6861	○ ○
伊勢神宮	伊勢市本町1-1	0596-26-0100	○ ○
近鉄伊勢市駅	伊勢市吹上1丁目1-57		○ ○
伊勢市駅南側 公衆トイレ	伊勢市吹上1丁目		○
三交イン 伊勢市駅前	伊勢市宮後1丁目1-1	0596-20-3539	○ ○ ○
コンフォートホテル伊勢	伊勢市吹上1丁目3-26	0596-27-1811	○ ○ ○

駅・バス・タクシー

自由項目	近鉄 伊勢市駅利用で注意すること
バリアフリー備考	外宮最寄駅となるが、近鉄からだとホームからエレベーターで上がり、架橋を100mほど歩きJR改札から出ることになる。 近鉄の北口から出て外宮は随分遠回りになるので気を付けて。 近鉄北口を出たらすぐタクシーが並んでいる。 スロープで降りられる。宇治山田駅の方が駅員が多い。

伊勢バリアフリー観光情報ホームページ
はこちらからご覧いただけます。



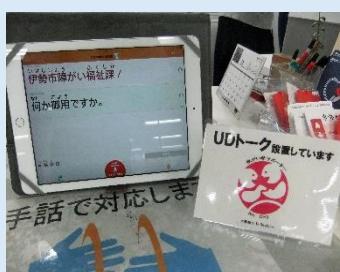
伊勢市観光振興課

(2) 多様な情報提供手段の普及

視覚障がい者や聴覚・言語障がい者等にとって、日常生活の場面における情報アクセスやコミュニケーションに対する保障や支援は十分とはいはず、より一層の支援の充実が求められています。すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」)が、令和4年5月に公布・施行されました。

本市では、以下に示すような取り組みを通じ、公共施設や旅客施設など高齢者・障がい者等が多数利用する施設における多様なコミュニケーションの手段の普及・促進を図ることで、高齢者・障がい者等の日常生活や社会参加を支援するとともに、それに対する市民の理解を深めることを目指します。

● UDトーク



UDトークは、聴覚障がいのある人等へのコミュニケーション支援アプリです。

本市では、窓口案内においてタブレット型端末を導入し、UDトークを活用することで、会話をリアルタイムに表示し、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションの充実を図っています。

伊勢市高齢・障がい福祉課

● 遠隔手話通訳



各総合支所窓口において、端末を利用して遠隔手話通訳を受けられるようにし、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションの充実を図っています。

伊勢市高齢・障がい福祉課

● いせし手話サービス



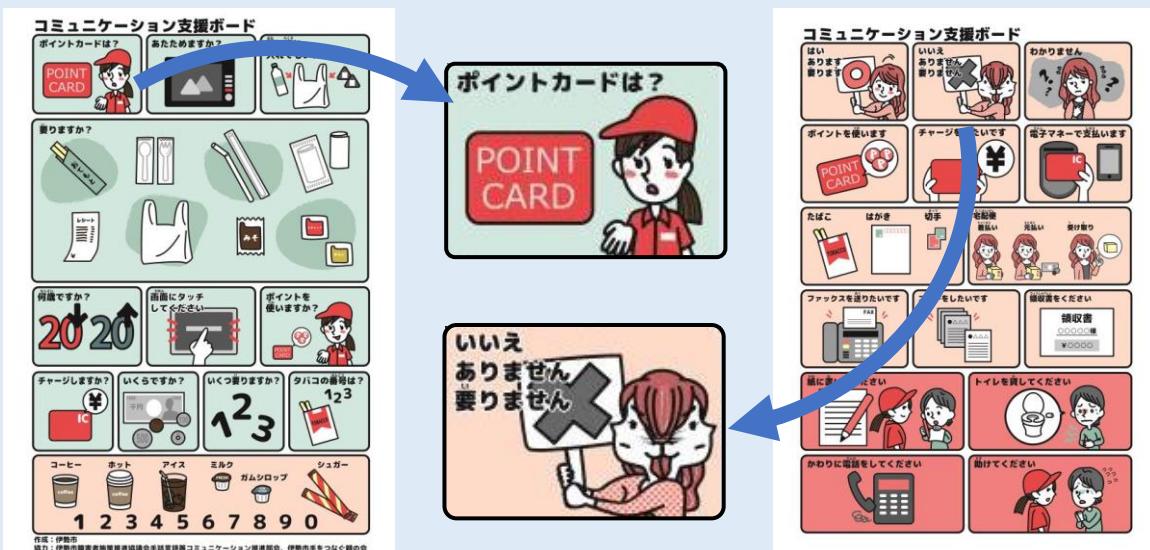
聴覚障がいがある人のコミュニケーション支援を図るために、スマートフォンやタブレットからLINEアプリのビデオ通話を利用し、高齢・障がい福祉課に手話で問い合わせ等ができるサービスを実施しています。

伊勢市高齢・障がい福祉課

● コンビニ用コミュニケーション支援ボード

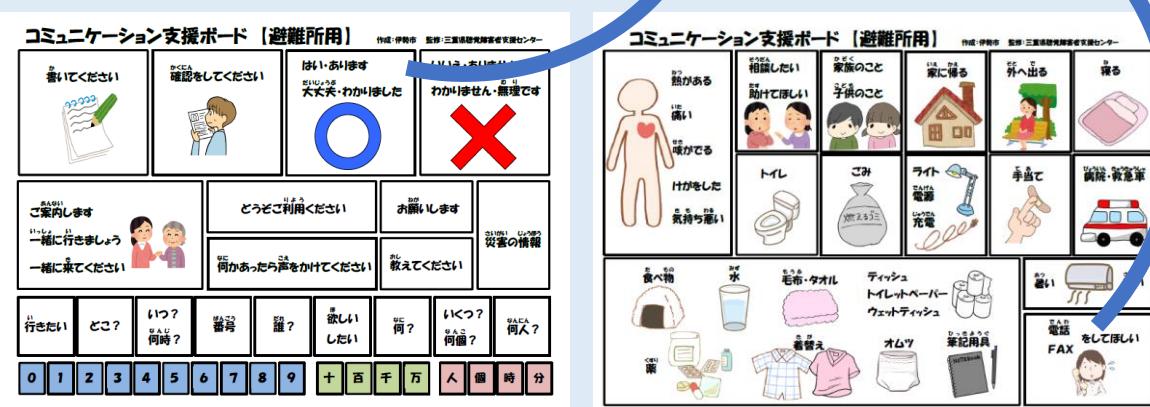
コンビニ用コミュニケーション支援ボードは、店員や障がい等により言葉によるコミュニケーションが困難な来店者が、ボードにある絵や文字を指すことにより意思疎通を円滑に行うためのツールです。

本市では、このボードの利用を通して、障がいのある人の社会参加の促進を図ることを目的とし、コンビニエンスストア用のコミュニケーション支援ボードを作成、市内全コンビニエンスストアに配布を行っています。



● 避難所用コミュニケーション支援ボード

本市では、避難所用コミュニケーション支援ボードを作成しており、災害時の避難所などで、言葉によるコミュニケーションに困難がある方との意思疎通を円滑に行うため、市の指定避難所 53箇所に配布しています。



● 手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣



手話通訳あり
要約筆記あり

聴覚障がいのある人が日常生活上必要な場合に、
手話通訳者・要約筆記通訳者を派遣しています。

伊勢市高齢・障がい福祉課

● 伊勢市防災総合システム

伊勢市防災総合システム

災害・避難情報を積極的に集めよう!

● 防災行政無線放送
市内に設置した屋外スピーカーから放送します。

● 防災メール
防災行政無線の放送内容と火災情報等を、登録したメールアドレスへ配信するサービスです。

登録URL 携帯電話用 <https://service.sugumail.com/ise/>
パソコン用 <https://service.sugumail.com/ise/html/>

登録用QRコード

配信する情報

防災行政無線情報
避難勧告等の防災情報、津波注意報・警報、行方不明者情報など、防災行政無線でお知らせする情報を配信します。

火災情報
伊勢市消防本部管内での火災情報を配信します。※伊勢市消防本部への火災情報の問い合わせは、一般電話(0596-28-7474)によるテレホンサービスをご利用ください。

● 防災行政無線電話サービス
防災行政無線の放送内容を、電話で確認することができます。
フリーダイヤル(通話料無料) 0120-64-3151 市外からの電話・携帯・PHS(有料) 0596-20-3174

● 防災FAXサービス
防災行政無線の放送内容を、登録されたファックスへ通知します。
※事前の申請・登録が必要です。

● アイティービー行政チャンネル
防災行政無線の放送内容を、アイティービーの行政チャンネルのテレビ画面に文字で情報を流します。

市からの防災情報について、携帯電話やパソコンのメールへの配信や、FAXへ通知を行う防災情報配信サービス(登録制)を行っています。

伊勢市危機管理課

● 発行物等の多言語対応

This is very important notice.
Kindly be advised to ask Japanese speaker to read this notice.

这是重要的通知.请向懂日语的人问一问.

É uma notícia importante.

Por favor, pergunte à pessoa que pode entender Japones para ver isso.

母子健康手帳、予防接種予診票、予防接種ガイドブックは、外国語表記のものを用意しています。

また、外国の方が来所された際は、市民交流課作成の生活ガイドや日本語教室の案内、相談窓口のチラシなどを渡し、情報提供に努めています。

伊勢市健康課

3. 心のバリアフリーの推進

(1) 心のバリアフリーとは

高齢者・障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができるようにするために、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者・障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について市民一人一人が関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようになる「心のバリアフリー」（ソフト面）の推進が重要です。

「心のバリアフリー」の取り組みの推進においては、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、国、地方公共団体、施設設置管理者、住民のそれぞれについて、担っていくべき基本的な役割が示されています。国、地方公共団体、施設設置管理者においては、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて心のバリアフリーを推進することに努めることとされています。また、住民においては、高齢者・障がい者等の移動等円滑化や施設利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならないこと、駐輪・駐車マナー、必要に応じた高齢者・障がい者等の支援において積極的に努力することなどとされています。

心のバリアフリーの推進においては、これらの役割をそれぞれが理解し、協力して取り組みを進めていく必要があります。

(2) 心のバリアフリーの推進のための取り組み

①市の取り組み

● ヘルプマーク・ヘルプカード



ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からぬ人々が、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示すことで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。市では、ヘルプマークの配布に加え、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載するヘルプカードの作成・配布を行っています。また、ヘルプマークを持った人に対する配慮や支援について、市民に対し広報等での啓発を実施しており、この取り組みを通じて、援助や配慮が必要な人々が、必要な時に周囲の援助を適切に得られる環境づくりを促進します。

伊勢市高齢・障がい福祉課

● 手話の普及



「伊勢市手話言語条例」の制定〔平成27年（2015年）10月7日〕をはじめとする以下の取り組みを通じて、手話の理解及び普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築を進めることにより、「手話は言語である」という認識に基づき、手話についての理解を深め、手話を使って安心して暮らすことができるまちを目指します。

- 手話体験教室（市民向け・小学校向け、保育士対象）
- 手話教室・手話研修（市職員対象）
- 手話奉仕員養成講座
- 市広報での啓発
- 市ホームページへの手話動画掲載

伊勢市高齢・障がい福祉課

● 障がい者センター制度



キッズセンター



障がいや障がいのある人を理解し、「ちょっとした配慮」を実践する人を「障がい者センター」として登録し、日常生活の中で自分のできる範囲で活動してもらう取り組みです。定期的にセンター研修会を開催し、希望に応じて企業等への出前研修会も開催しています。また、制度の普及啓発に協力してくれる企業・団体等を募集し、障がい者サポート企業・団体として認定しています。この制度を通じて市民の障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人への支援につなげることを目指します。

また、市内小学校 3~4 年生を対象とした希望校での研修を通じて障がい者センターの「キッズ版」を養成し、障がいの特性や障がいのある人が困っていることを理解するなど、子どもの頃から正しい情報を知る・知識を身につけることで、未来の担い手になってもらうことをを目指します。

伊勢市高齢・障がい福祉課

● 認知症センター制度



認知症についての正しい知識をもち、認知症の人やその家族を見守る応援者を養成するための「認知症センター養成講座」や、認知症の人やその家族、地域住民、専門職など、誰もが集まる場としての「認知症カフェ」の開催など、認知症に対する理解を深める取り組みを通じて、認知症の人とその家族への支援につなげることを目指します。

伊勢市福祉生活相談センター

● インクルーシブスポーツの推進



年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめるインクルーシブスポーツ(※)を推進するため、インクルーシブスポーツフェスタやボッチャ交流大会等を開催し、参加者の交流を図るとともに、インクルーシブスポーツへの理解を深めていただき、その環境づくりに取り組んでいます。

※インクルーシブスポーツ

共生的な社会の実現に向けて障がいの有無や程度に関わらず、多様な人々が共に実施できるスポーツ

伊勢市スポーツ課

● バリアフリー観光の推進



観光ガイド活動を行う団体の連絡協議会「伊勢たびナビの会」の研修や、観光業に携わる方を対象にした「おもてなし基礎講座」等の開催を通じて、障がいのある人や外国からの来訪者など、多様な方々へのおもてなしについて学び、理解を深めることで、誰もが安心して観光を楽しめる受入環境づくりを促進します。

伊勢市観光振興課

● 人権学習の取り組み



「伊勢市人権施策基本方針」に基づき、一般市民向けの講習会や、市内小中学校のPTAや市職員等を対象とした研修会、パンフレットの作成・配布等の教育・啓発活動を通じ、人権が尊重される、差別のない社会の一日も早い実現を目指します。

伊勢市人権政策課

● 避難所運営研修会



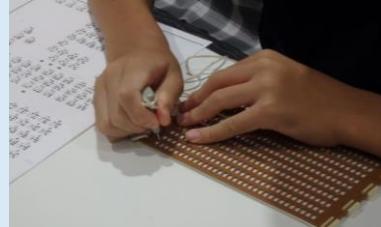
各避難所に設置している避難所情報伝達キット（通称：つ・た・わ・るキット）の使い方のレクチャーなど、より適切な避難所を運営するための研修会を市避難所担当職員とまちづくり協議会を対象に行ってています。大規模災害が発生したとき、外国人が情報弱者になることを防ぐとともに、円滑な支援が受けられるように備えます。

伊勢市市民交流課

②各関係団体の取り組み

● 福祉体験学習の開催

すべての人に配慮したまちづくり、ものづくりなどを行う考え方を学ぶ福祉の話（ユニバーサルデザイン）を軸に、市内の中学校、専門学校、企業等において、各種体験学習が毎年開催されています。



【点字体験】



【車いす体験及び介助体験】



【高齢者疑似体験
及び介助体験】



【視覚障がい者の理解
(アイマスク体験及び介助体験)】

伊勢市社会福祉協議会

● 伊勢おもてなしヘルパー



高齢や障がいのため、神宮（内宮）域内で、移動が困難な方に対し、「参道での車いす介助」や「石階段を上がるお手伝い」などを行って参拝を実現させる有償ボランティアの活動が、伊勢市・伊勢市観光協会など全6団体で構成されている「伊勢おもてなしヘルパー推進会議」により実施されています。

伊勢おもてなしヘルパー推進会議

● パーソナルバリアフリー基準を用いた観光バリアフリーの取り組み



旅行者一人一人の身体状況や希望する旅のヒアリングを行い、バリアフリーの情報提供や旅行アドバイスを行う相談システムである「パーソナルバリアフリー基準」を開発した「NPO法人伊勢志摩バリアツアーセンター」。旅行の相談窓口だけでなく、伊勢志摩地域のバリアフリー化を推進するため、観光施設や事業者に向けての啓発、バリアフリー改修やソフト面での対応方法のアドバイスなどの様々な取り組みが、行政と連携しつつ、幅広い分野において実施されています。

伊勢志摩バリアツアーセンター

③民間事業者の取り組み

● 金融機関による取り組み



【簡易筆談器】



【振動呼出器】

高齢者・障がい者等、多様な来訪客が、安心して利用できる快適な店舗づくりをめざし、窓口対応をはじめ、以下のような取り組みが行われています。

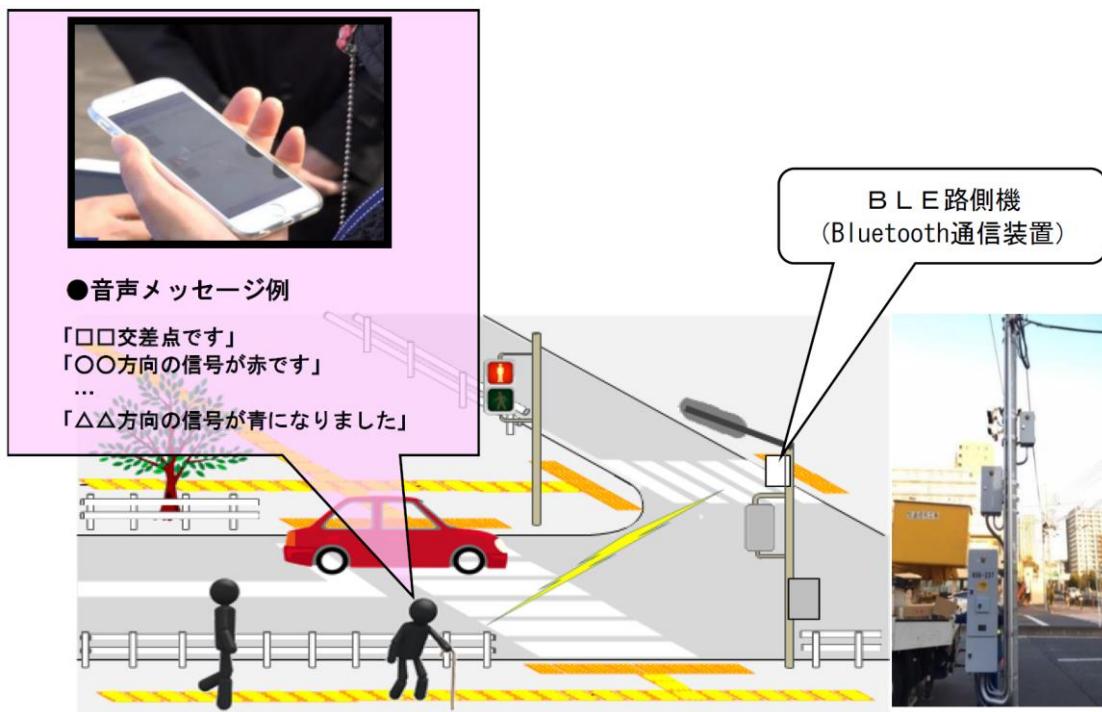


【コミュニケーションボード】

4. ITを活用したバリアフリーの推進

近年、視覚障がいのある方が一人で移動をするための、歩行者支援システムアプリが登場しています。進路上の障害物や歩行者信号の色を画像認識する機能や、歩行者信号の情報をスマートフォンに受信させて、音声で案内する機能があります。歩行者支援システムアプリを利用した方が、安心・安全な移動ができるかどうか実験を行うなど、ITを活用したバリアフリー化の検討を進めていきます。

歩行者支援システムアプリ（例）
「信GO！」



「信GO！」利用イメージ図

【用語の解説】

●バリアフリー

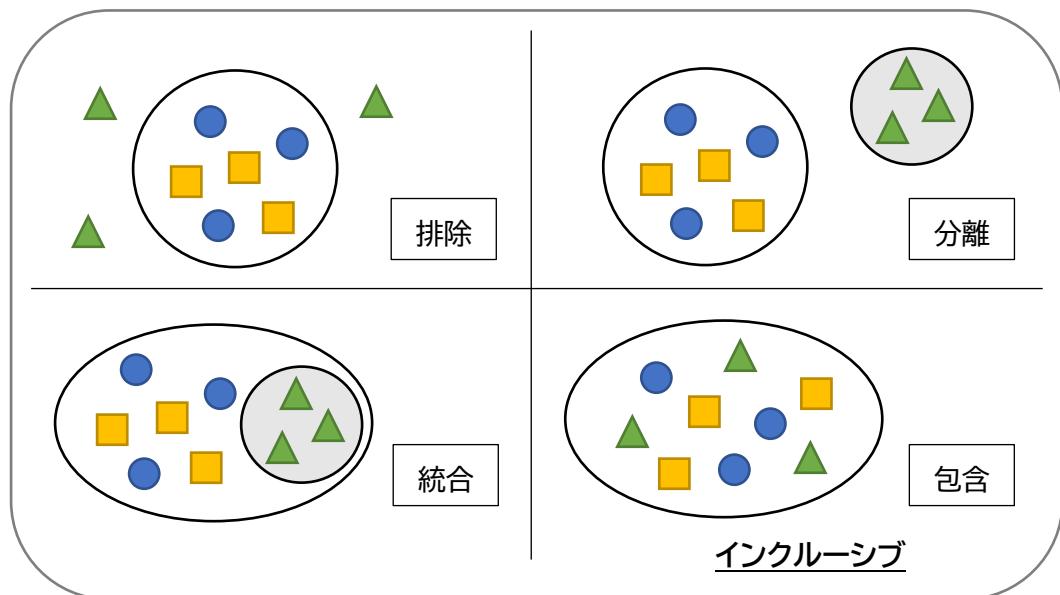
障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

●インクルーシブ

英語で「エクスクルージョン（exclusion）」＝「排除」の反対語が「インクルージョン（inclusion）」＝「排除しない（包含）」。インクルーシブとは、排除や分離をすることなく、『みんないっしょに』という考え方。（下図参照）



【参考資料】

■伊勢市バリアフリー基本構想策定協議会要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に関する協議を行うため、法第26条第1項に基づき伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 伊勢市
- (2) 法第2条第3号に規定する施設設置管理者
- (3) 三重県公安委員会
- (4) 高齢者又は障害者の関係団体
- (5) 商工又は観光の関係団体
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(事務局)

第3条 協議会に、その事務を処理させるため事務局を置く。

2 事務局は、伊勢市都市整備部都市計画課をもって充てる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

■伊勢市バリアフリー基本構想策定協議会 名簿

敬称略

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	笠原 正嗣	皇學館大学 現代日本社会学部 教授	会長
施設設置管理者	水谷 亨	三重県伊勢建設事務所 事業推進室 室長	
	谷口 正明	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部企画課 課長	
	元濱 浩人	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部名古屋統括部施設部 工務課長	
	水谷 賢	三重交通株式会社 伊勢営業所長	
三重県公安委員会	宮崎 利章	三重県公安委員会 (代理:三重県伊勢警察署 交通第一課長)	
高齢者・障がい者団体代表	中森 忠司	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 中部支所 地域福祉課 課長	
	酒徳 和之	伊勢市障害者団体連合会 監事	
	村井 正治	伊勢市視覚障害者福祉会	
	前島 賢	伊勢市老人クラブ連合会 会長	
商工・観光関係団体代表	野口 あゆみ	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター事務局長	副会長
	西村 純一	公益社団法人 伊勢市観光協会 専務理事	
	中村 哲也	伊勢商工会議所 建設業部会 部会長	
伊勢市	江原 博喜	伊勢市健康福祉部長	
	佐々木 一晃	伊勢市産業観光部長	
	荒木 一彦	伊勢市都市整備部長	

(令和4年度策定期点)

■伊勢市バリアフリー基本構想策定協議会 開催記録

回	開催日	内容
第1回	令和4年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介及び会長・副会長の選出 ・伊勢市バリアフリー基本構想について ・今後の予定
まち歩き (現地確認)	令和4年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市駅方面ルート（ルート1） ・宇治山田駅方面ルート（ルート2） <p>参加者 27名 (協議会委員15名、委員随行2名、伊勢市職員10名)</p>
第2回	令和4年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市バリアフリー基本構想（案）について
第3回	令和4年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市バリアフリー基本構想（案）について
第4回	令和5年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・伊勢市バリアフリー基本構想（案）について

■伊勢市バリアフリー基本構想庁内検討会 名簿

部名	課名	役職	氏名
健康福祉部	福祉総務課	課長	辻村 好浩
健康福祉部	高齢・障がい福祉課	課長	奥野 修司
産業観光部	観光振興課	課長	小林 進
産業観光部	商工労政課	課長	東世古 幸久
都市整備部	都市計画課	課長	中村 哲也
都市整備部	交通政策課	課長	平見 典彦
都市整備部	基盤整備課	課長	見並 卓也
都市整備部	維持課	課長	濱口 新

(令和4年度策定期点)

伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】
令和5年2月28日 策定

伊勢市都市整備部都市計画課【事務局（窓口）】
伊勢市岩渕1丁目7番29号
TEL:0596-21-5591 FAX:0596-21-5585